

入札説明書

南部中核拠点 流域調査業務委託

第1-委-3号

令和 8年 6月

奈良県総務部知事公室防災統括室

入 札 説 明 書

入札公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。

2 入札参加申込書の作成・提出について

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 入札参加申込書は様式S0により作成してください。
- (3) 入札参加申込書については、電子メールにより提出してください。

3 技術提案書に関する事項

- (1) 評価基準及び技術点の配点は別紙-1に記載のとおりとします。
- (2) 技術提案書（事後）について、業務名・業務番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に配置予定技術者等申告書で提出する配置予定技術者の氏名と異なる場合は失格とする。

4 技術提案書（事後）の作成及び記載上の留意事項

- (1) 作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。
 - (2) 技術提案書等提出書（事後）は様式3により作成してください。また、すべての添付資料のサイズはA4以上とすることとし、複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・路線河川名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが確認できるもの（変更がある場合は最終のもの）を提出して下さい。配置予定技術者の実績については氏名（フルネーム）等が整合できるものを提出して下さい。（文字等の判読困難である場合又実績が明確に確認できない場合は、評価の対象外とする場合があります。）
 - (3) 様式3の自己申告評価点算出欄に、別紙-1で定める評価基準をもとに自己採点した点数を記載してください。担当技術者を複数名配置する場合は、「技術者資格」・「業務実績①」・「業務実績②」・「表彰実績」・「手持ち業務量」の評価内容ごとに、全ての担当技術者の評価値を記入してください。技術点合計の算定は、「手持ち業務量」以外の評価内容については、評価内容ごとに全ての担当技術者のうち最高値のみを採用して加算し、「手持ち業務量」は、全ての担当技術者の評価値を加算（減算）してください。
- なお、自己申告評価点算出欄の自己申告評価点と入札時に入札書により提出する自己申告評価点は、同一の数値としてください。
- (4) 提出された技術提案書等（事後）を確認した結果、様式3の自己申告評価点算出欄に記載の申告点数に誤りがあった場合については、次のように取り扱います。
 - ア 点数が過大評価されていた場合は、当該評価項目について適切な点数に修正の上、評価します。
 - イ 点数が過小評価されていた場合は、当該評価項目について記載された点数により評価します。（点数の修正は行いません。）
 - ウ 点数が記載されていない場合（点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含む。）は、当該評価項目における最低の点数に修正の上、評価するものとします。
 - (5) 配置予定技術者の資格等について、様式4、様式5及び様式6に記載してください。

なお、様式5については、予定担当技術者を複数名配置（3名まで）する場合、配置予定人数分を提出してください。

また、下記イ、ウ及びエにおける業務実績等について、提出のあった各様式に記載の実績数が提出を求める実績数の制限を超過している場合は、それぞれ技術点が最も低くなる業務実績等を採用します。

ア 技術者資格（様式4、様式5及び様式6）

別紙-1で指定する資格について記載のうえ、当該資格を有することを証明する書類（資格証の写し等）を添付してください。

イ 業務実績①及び業務実績②（様式4及び様式5）

管理技術者又は担当技術者として従事した、別紙-1で指定する業務の実績を記載してください。

なお、実績がある場合には一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（以下「テクリス」といいます。）」におけるテクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写しを添付してください。また、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等で業務内容が確認できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を追加で添付してください。

テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書（契約登録、変更登録、訂正登録）又は登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）の写しを添付し、かつ業務内容、配置技術者が確認できる業務計画書の

写し等、実績が明確に確認できる資料を添付してください。また、委託業務等成績評定通知書の写し等、実績の業務が完了していることが明確に確認できる資料を添付してください。

ウ 表彰実績（様式4及び様式5）

管理技術者又は担当技術者として従事した、別紙－1で指定する表彰を受けた業務実績を1件まで記載することができます。

なお、実績がある場合には、表彰状の写し及び当該表彰を受けた業務に従事していたことが確認できる資料（テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））の写し等）を添付してください。

エ 技術者成績評定（様式4）

管理技術者として従事した、別紙－1で指定する業務の委託業務等成績評定点（以下「成績評定点」といいます。）について、1件まで記載することができます。

なお、実績がある場合には、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写し及び「委託業務等成績評定通知書」の写しを添付してください。また、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等で業務内容が確認できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を追加で添付してください。

テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書（契約登録、変更登録、訂正登録）又は登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）の写しを添付し、かつ業務内容、配置技術者が確認できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付してください。

オ 手持ち業務量（様式4及び様式5）

本業務の公告日の時点において従事している業務（照査技術者として従事するものを除きます。）のうち、契約金額が500万円（税込み）以上の業務（テクリス登録されていない業務も対象となります。）について記載してください。

また、記載した業務についての契約金額、契約件数及び従事していることを確認できる資料（テクリス契約（変更）登録（登録内容確認書（業務実績））の写し等）を添付してください。

(6) 企業成績評定について、別紙－1で指定する完成、引渡が完了した業務（管理技術者を配置した業務であること。）の成績評定点及びその平均点を、様式7に記載してください。

また、各実績には「委託業務等成績評定通知書」の写しを添付してください。ただし、令和7年8月1日以降に公告の建設コンサルタント業務における技術提案書（事後）の提出時に添付資料として「委託業務等成績評定通知書」の写しを提出済み（提出期限が同日のものを含みます。）である場合（総合評価審査委員会事務局又は技術審査委員会事務局を担当する部課が奈良県県土マネジメント部技術管理課の場合に限ります。）は添付する必要はありません。なお、添付資料が不要の場合であっても、様式7は必ず記入し、提出して下さい。

なお、「単純調査等業務」（様式7の注意書き参照）等は評価の対象外としますが、委託業務等成績評定通知書については全て同一の様式であることから、通知を受けた者が単純調査等業務かどうかを判断できない場合があります。このため、提出された様式の記載内容と奈良県が保有する資料における成績評定点等とが一致しない場合は、落札候補者に対して連絡、確認を行い、必要に応じ様式7及び添付資料の再提出又は追加提出を求めます。この場合において（8）ウの規定は適用しません。

(7) 技術提案書（事後）に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできません。受託業者となった際も、これ以外の者をテクリス登録することはできません。

(8) その他

- ア 提出された技術提案書（事後）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事後）」といいます。）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された技術提案書等（事後）は、返却しません。
- ウ 提出された技術提案書等（事後）の内容について、疑義がある場合は、必要に応じ技術提案書等（事後）の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。

5 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

開札後、落札候補者及び入札公告第1の6で示す調査基準価格の110分の100に相当する金額（以下「調査基準比較価格」といいます。）を下回る価格で入札を行った者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を次の表により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

対象書類	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加資格確認申請書（様式S1） ・業務実績報告書（様式S2） （必要に応じて、業務履行証明書（様式S2-2）） ・配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式S6-1、S6-2）
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参又は電子メール
提出先	入札公告第3に記載のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

競争入札参加資格確認申請書等は、下記アからウのとおりとし、次に従い作成してください。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式S1）

入札公告第2の1に掲げる資格について、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日号外建設省告示第717号。以下同じ。）第2条に基づく登録年月日及び登録番号、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録部門を様式S1に記載し、同規程第7条の規定による現況報告書（直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの）の表紙の写しを添付してください。

イ 業務実績報告書（様式S2）

入札公告第2の3に掲げる業務実績等について、様式S2に記載してください。その業務実績を確認する資料として、当該業務がテクリスに登録されている場合は、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写し等を添付してください。

登録されていない場合は、記載した業務の履行実績が確認できる契約書、設計書又は仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。

これらによることができない場合は、業務の内容が確認できる業務履行証明書（様式S2-2）を添付してください。なお、当該様式の1～5の事項について確認できるものであれば、必ずしも当該様式でなくてもかまいません。

ウ 配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式S6-1、様式S6-2）

入札公告第2の4に掲げる資格等があることを示す書面を様式S6-1及び様式S6-2により作成してください。その内容を確認できる書類として、資格等を証する書面の写し及

び直接的な雇用関係を証明する書類を添付してください。ただし、照査技術者について再委託する場合は、再委託先との雇用関係にあることを証明する書面を添付してください。

なお、管理技術者については、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にある者でなければなりません。

また、様式S6-1及び様式S6-2で提出する配置予定技術者は、入札時に配置予定技術者等申告書で提出する配置予定技術者及び技術提案書様式4、様式5及び様式6で提出する配置予定技術者と同一の技術者でなければなりません。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

(4) 競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者及び調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して行うものとします。ただし、競争入札参加資格要件のうち、入札参加停止の有無、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録及び入札参加者の所在地に関する条件については、入札参加申込書の提出時においても確認を行うものとします。

(5) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

6 入札の手続

(1) 入札書は、業務委託費内訳書、配置予定技術者等申告書を記載、添付の上、書留郵便により提出してください。

(2) くじをする場合に使用するくじ番号を入札書に記載してください。

(3) 自己申告評価点（技術点合計（配置予定技術者・企業の経験及び能力等））を入札書に記載してください。

なお、自己申告評価点は、技術提案書様式3の自己申告評価点算出欄の自己採点により算出してください。

また、入札書に記載した自己申告評価点を正しい数値と仮定して評価値を算定します。

(4) 配置予定技術者の氏名を配置予定技術者等申告書により提出してください。

なお、配置予定技術者等申告書で提出する配置予定技術者の氏名と、技術提案書様式4、様式5及び様式6で提出する配置予定技術者の氏名が異なる場合は失格とします。

(5) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「6月26日開札（南部中核拠点 流域調査業務委託、第1-委-3号）入札書在中」と朱書きし、中封筒には入札書等を入れ、封印等の処理をし、奈良県総務部知事公室防災統括室長あての親展としてください。

(6) 一度書留郵便により提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(7) 入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(8) 入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合は、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなします。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (5) 本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (6) 書留郵便でない入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札公告第6の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。

「くじ」の実施方法は以下のとおりとします。

ア 落札者となるべき同額の入札をした者（以下「くじ対象者」といいます。）の入札日（表封筒に印字された郵便局の受付日※1）の早い順に、くじ対象者に対し番号（以下「抽選番号」といいます。）を割り当てます。番号が同数の場合、書留番号※2の下4桁の小さいものから順に割り当てるものとします。

イ くじ対象者が入札書に記載したくじ用の番号（以下「くじ番号」といいます。）をすべて加算します。なお、くじ番号が未記入の場合は「0」とみなします。

ウ くじ番号の合計値をくじ対象者で除算したときの余りの値に1を加算した数と抽選番号が一致した者を落札者とします。

※1 受付日が印字されていない場合は、担当部課等で入札書を受け付けた日とします。

※2 書留番号は、書留郵便において日本郵便が配達記録管理に使用している番号とします。

<例>

業者名	入札書の金額	入札日 (表封筒に印字された郵便局の受付日※1)	書留番号の 下4桁	くじ 番号	くじ 対象者	抽選 番号
A社	5,000,000	2025.10.6	1234	001	○	1
B社	7,000,000	2025.10.7	4567	234	×	
C社	5,000,000	2025.10.8	8901	056	○	3
D社	5,000,000	2025.10.8	0123	089	○	2

くじ番号の合計値 = 001 + 056 + 089 = 146

(くじ番号の合計値) ÷ (くじ対象者数) = 146 ÷ 3 = 48余り2 2 + 1 = 3

落札者は抽選番号「3」のC社となります。

ただし、落札者の決定については、一時保留し、技術提案書等（事後）の確認及び競争入

札参加資格の確認を行った上で落札者を決定します。落札者の決定後、開札録を奈良県防災統括室ホームページに掲載します。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。
- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県総務部低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領に規定する書類を開札の日の翌日（その日が県の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）の午前9時から正午までの間に次の提出先へ持参するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

なお、書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

提出先：奈良市登大路町30番地

奈良県総務部知事公室防災統括室南部中核拠点整備係

9 業務委託費内訳書に関する事項

- (1) 業務委託費内訳書は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、業務番号、業務名、業務場所並びに商号又は名称及び所在地を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (2) 業務委託費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オに該当する場合の入札書は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
 - ア 業務委託費内訳書を提出しない場合
 - イ 業務委託費内訳書の「業務価格（入札書記載金額）」欄に記載される金額が「入札書」に記載される金額と一致していない場合
 - ウ 業務委託費内訳書における項目の計及び合計の計算が間違っている場合
 - エ 業務委託費内訳書において仕様書に示された項目の金額を記載していない場合
 - オ その他記載内容に不備がある場合

10 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
- (2) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、各照査段階完了時に受注者の負担により、発注者の承諾を受けた受注者と同程度の企業規模の他の奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する者の照査を受けて納入しなければならないものとし、受注者の責めにより実施出来なかった場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとします。ただし、設計図書により照査の実施を定めていない業務については、対象外とします。
- (3) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務完了後に業務コスト調査を行うものとします。業務コスト調査に係る資料は、業務完了後90日以内に提出するものとします。提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとし、さらに県土マネジメント部、食農部、環境森林部（森林環境課及び県産材利用推進課に限る。以下同じ。）又は総務部（知事公室防災統括室に限る。以下同じ。）が入札公告を行う新たな

業務入札において、競争入札に参加する者に必要な企業の元請実績として認めないものとします。

- (4) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、虚偽の資料提出または説明を行ったことが明らかになった場合は、入札参加停止措置等をとる場合があります。
- (5) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、本調査で提出された資料等を調査職員に引き継ぐとともに、仕様書で定められた業務計画書（補償関係コンサルタント業務にあつては、業務工程表。以下同じ）の内容のヒアリングを行うこととし、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行うこととします。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務における委託業務等成績評定点が70点未満の業務においては、委託業務等成績評定通知書が通知された日以降に、県土マネジメント部、食農部、環境森林部又は総務部が入札公告を行う新たな業務入札において、競争入札に参加する者に必要な企業の元請実績として認めないものとします。
- (7) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合には、入札公告第1の4に定める業務期間の始期（着手日）が変更となることがあります。

11 契約書作成の可否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を14の(3)に記載の提出先に電子メールで提出してください。

12 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けている場合は、契約を締結しません。

13 技術者の配置

落札者は5の(2)のウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

業務の実施にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限りです。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。ただし、調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務の履行中に、配置予定管理技術者が業務の履行を継続するのが不相当と認められる場合には、配置予定管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があります。

また調査基準比較価格を下回る入札価格で契約に至った場合、受注者が現地における作業を行っている期間中、配置予定管理技術者は、現場に常駐しなければなりません。ただし、真にやむを得ない理由により常駐ができない期間が生じる場合については、事前に調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては、監督職員。以下同じ）の承諾を得る必要があります。配置予定管理技術者は、現場常駐の履行が確認できる写真（現地作業を行った日について全て）を成果品とともに提出しなければなりません。なお、受注者の責めにより現場に常駐できなかった場合、または現場常駐の履行を確認できなかった場合は、委託業務等成績評定点を10点減じるものとします。

14 関連情報を入手するための照会窓口

(1) 入札参加申込書、競争入札参加資格の確認及び入札を担当する部課等の名称、所在地等

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県総務部知事公室防災統括室南部中核拠点整備係
電話 0742-27-8091 (直通)

(2) 技術提案書等に関する問い合わせ先

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県総務部知事公室防災統括室南部中核拠点整備係
電話 0742-27-8091 (直通)

(3) 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出先 (落札者のみ)

〒630-8501
奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県総務部知事公室防災統括室南部中核拠点整備係
電話 0742-27-8091 (直通)
メールアドレス bosai@office.pref.nara.lg.jp